

申請書などを提出される際の負担を軽減するため

役場への提出書類が原則ハンコ不要に

町では、行政手続きにおける書類の見直しを行い、申請書や届け出を提出される際の負担を軽減するため、4月1日から住民のみなさんが役場にご提出される書類の押印を原則不要とします。押印を廃止した申請書などの一覧表は町ホームページにて掲載しますので、ご確認ください。

ただし、実印や銀行印が必要な手続きや診断

書のように第三者が作成する書類などについては、引き続き押印が必要となります。

また、手続きの内容によっては、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の提示をお願いする場合があります。

▶詳しくは、役場各担当課までお問い合わせください。

子どもたちが安心して学べる環境づくりを支援します

ご存知ですか？「就学援助費」制度

就学援助費制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒について、学用品や学校給食費、修学旅行費などの費用の全部または一部を援助する制度です。

小・中学校に在学中、または今春入学する児童・生徒のご家庭で、受給を希望される方は、町教育委員会まで申請してください。

なお、すでに新入学児童生徒学用品費を受給されている方も忘れずに申請してください。

【対象者】

経済的な理由により生活が困窮していると認められる児童・生徒の保護者

【申込方法】

小・中学校および町教育委員会に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、学校へ提出

【申込期限】4月28日（木）

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。



町公平委員会委員に

山田十司さんを再任！

3月1日に開催された令和4年第1回紀宝町議会定例会において、議案「公平委員会委員の選任について」が議決（同意）され、山田十司さん（井田）が公平委員会委員に再任されました。

任期は、令和4年3月9日から令和8年3月8日までの4年間となります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

町監査委員に

坂地謙一さんを新任！

3月1日に開催された令和4年第1回紀宝町議会定例会において、議案「監査委員の選任について」が議決（同意）され、坂地謙一さん（井田）が監査委員に新任されました。

任期は、令和4年3月9日から令和8年3月8日までの4年間となります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

県内の中小企業者などの事業継続・回復を支援

三重県地域経済復活支援金を給付します

県では、令和4年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞などによる影響により、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者などの事業継続・回復を支援するため、支援金を支給します。

【給付対象】

下記の①～③を満たす、中小法人・個人事業者が給付対象となります。

- ①まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞などによる影響を受けた
 - ②県内に本店または、主たる事業所を有する
 - ③令和4年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年（令和3年）、前々年（令和2年）または前々前年（平成31年）の同月と比べて30%以上減少している
- ※国の「事業復活支援金」と併せて利用できます。
※令和4年1月～3月に実施される三重県飲食店時短要請等協力金との併用はできません。ただし、令和4年1月～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給（見込）額が支給額に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。

【申請期限】6月15日（水）

【上限額】中小法人30万円、個人事業者15万円

【支給額】

- 国の事業者復活支援金を受給している場合
〔比較年の1～3月の売上合計－対象月（※）の売上×3〕－国の事業復活支援金の受給（予定）額×3/5
- 国の事業者復活支援金を受給していない場合
比較年の1～3月の売上合計－対象月（※）の売上×3
※対象月とは、令和4年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月のことです。

▶詳しくは、三重県地域経済復活支援金ホームページをご覧ください。相談窓口（☎059-224-2838）までお問い合わせください。



県庁ホームページ

令和4年4月以降、0.2%引き下げ

特別児童扶養手当等の手当額が決まりました

2021年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0.2%減）が公表されました。特別児童扶養手当等の各手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、令和4年4月以降の各手当額については、0.2%引き下げられます。

	～令和4年3月（月額）	令和4年4月～（月額）
特別児童扶養手当（1級）	52,500円	52,400円
特別児童扶養手当（2級）	34,970円	34,900円
特別障害者手当	27,350円	27,300円
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
福祉手当（経過措置分）	14,880円	14,850円
児童扶養手当（全部支給）	43,160円	43,070円
児童扶養手当（一部支給）	43,150～10,180円 （所得に応じて決定されます）	43,060～10,160円 （所得に応じて決定されます）

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。